

## 第 65 回岡山・香川連合海区漁業調整委員会次第

日 時 令和 8 年 2 月 18 日 (水) 14 時  
場 所 高松港旅客ターミナルビル 7 階 会議室  
高松市サンポート 1 番 1 号

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 議長選出
- 5 議事録署名委員の指名
- 6 議 事
  - (1) 第 1 号議案 令和 8 年度における各種漁業の入会調整について
  - (2) その他
- 7 閉 会

第65回岡山・香川連合海区漁業調整委員会配席表

令和8年2月18日(水)午後2時から  
高松港旅客ターミナルビル7階 会議室

北尾会長	井本会長代理
------	--------

香川 県 水 産 課	柏山	香川 海区 委員	橋本	岡山 海区 委員	柴田	岡山 県 水 産 課	
	藤原		北野		豊田		石飛
	宮奥		木下		國屋		濱崎
	丸山		倉本		小谷		弘奥
			小山		平田		村山
			一田		三宅		宮原
			宮地		栗田		
	嶋野						
	筒井						

小林	植田	中田	日比野
----	----	----	-----

香川海区事務局 岡山海区事務局

傍聴席
-----

第65回岡山・香川連合海区漁業調整委員会

日時：令和8年2月18日（水）

場所：高松港旅客ターミナルビル7階 会議室

高松市サンポート1番1号

# 岡山・香川連合海区漁業調整委員会委員名簿

(岡山海区)

氏名	備考
井本 瀧雄	笠岡市漁業協同組合 理事
柴田 悟	牛窓町漁業協同組合 代表理事組合長
豊田 安彦	朝日漁業協同組合 代表理事組合長
國屋 利明	胸上漁業協同組合 代表理事組合長
佐上 一彦	児島漁業協同組合 監事
小谷 基	下西漁業協同組合 代表理事組合長
平田 晋也	黒崎連島漁業協同組合 代表理事組合長
三宅 秀次郎	寄島町漁業協同組合 理事
栗田 睦	弁護士

(香川海区)

氏名	備考
北尾 登史郎	前香川県水産課長
橋本 時雄	東瀬戸漁業協同組合 代表理事組合長
北野 廣治	高松市瀬戸内漁業協同組合 代表理事組合長
木下 一彦	宇多津漁業協同組合 代表理事組合長
倉本 伊佐生	多度津町高見漁業協同組合 代表理事組合長
小山 雅司	三豊市漁業協同組合 代表理事組合長
一田 弘樹	四海漁業協同組合 代表理事組合長
宮地 利博	土庄中央漁業協同組合 代表理事組合長
嶋野 勝路	香川県漁業協同組合連合会 代表理事組合長
筒井 由果	弁護士

第65回岡山・香川連合海区漁業調整委員会 県及び事務局出席者名簿

岡山 県		
所 属	役 職 名	氏 名
農林水産部水産課	課 長	石 飛 博敏
	総括参事 (兼事務局次長)	濱 崎 正明
	副 参 事	弘 奥 正憲
	主 幹	村 山 史康
	主 任	宮 原 浩三
委員会事務局	事務局長	中 田 千佳子
	書 記	日 比 野 康郎

香 川 県		
所 属	役 職 名	氏 名
農政水産部 農政水産部水産課 漁業調整室	次長兼水産課長	柏 山 浩史
	室長補佐 (兼事務局次長)	藤 原 宗弘
	主 任	宮 奥 昂次
	主任技師	丸 山 俊輔
委員会事務局	事務局長	植 田 豊
	書 記	小 林 武

# 令和8年度岡山・香川連合海区入漁協定表 (案)

香川→岡山 1

( 令和8年2月 日協定 )

香川海区から岡山海区への入漁内訳									
地区名	漁業種類	統 数	組 合 別	内 訳	漁業時期 (自～至)	操 業 区 域	7年度許可数	備 考	
東 部 地 区	小型機船底びき網	141	土庄中央 四海 北浦 内海	35 69 7 11 19	手繰第2種 1. 1～12.31 手繰第3種 10.15～翌4.15	岡山市と玉野市の境界から岡山県と兵庫県との境界までの岡山県海面 (旧和気・邑久海区海面)	/	相互入会 操業条件はR7.2.17 岡山・香川連合委協定のとおり	
						岡山市と玉野市の境界から小豆郡土庄町豊島 虹崎見通し線以東の岡山県海面			
	さわら流網	4	土庄中央	4	5. 1～ 7.31	岡山市と玉野市の境界から小豆郡土庄町豊島 虹崎見通し線以東の岡山県海面	/	相互入会	
						玉野市地先海面 (ただし、鮮立地先海面を除く)			
中 部 地 区	まながつお流網	3	香 西	3	5. 1～11.30	玉野市地先海面 (ただし、鮮立地先海面を除く)	香 西 0	許可を要す	
						玉野市地先海面 (ただし、鮮立地先海面を除く)			
	は え な わ	7	与 島	7	1. 1～12.31	玉野市、倉敷市児島地先海面及び番所鼻から 下水島西端見通し延長線以西の岡山県海面 (ただし、島と島の間を除く)	与 島 3	許可を要す	
						玉野市、倉敷市児島地先海面			
小 型 機 船 底 び き 網	68	与 島 本 島	42 16	18	1. 1～12.31	玉野市、倉敷市児島地先海面	与 島 9	許可を要す	
						倉敷市児島地先海面			
	18	与 島	18	1. 1～12.31	倉敷市児島地先海面	与 島 16 (計 48)	許可を要す		
					玉野市日比地先海面				
東 部 地 区	112	高松市瀬戸内	112	1. 1～12.31	玉野市日比地先海面	与 島 18	許可を要す		
					玉野市日比地先海面				
	164	坂出市 宇多津島 中津島 白方 多度津町高見	8 72 8 29 26 10 11	8 72 8 29 26 10 11	手繰第2種 1. 1～12.31	瀬口市地先以西、真鍋島北部に至る県境付 近海面	与 島 18	相互入会 漁協間の協定を要す 地元関係は12統以内とする	
						岡山・香川連合委協定のとおり 同時操業は15統以内とする			

# 令和8年度岡山・香川連合海区入漁協定表(案)

香川→岡山 2

( 令和8年2月 日協定 )

香川海区から岡山海区への入漁内訳									
地区名	漁業種類	漁業数	組合別内訳	漁業時期(自～至)	操業区域	7年度許可数	備考		
中 部 地 区	たいらぎ潜水器	35		12.1～翌4.20	倉敷市児島地先海面	別紙(1)のとおり	許可を要す 地元関係漁協間において調整が成立したものの		
	みるくい漁水器 なみがい	備置瀬戸 たいらぎ みるくい 漁水器 漁業向業 組合で決 定した統 数		12.1～翌4.20	倉敷市児島地先海面	別紙(2)のとおり	許可を要す 地元関係漁協間において調整が成立したものの		
	まきえ釣	5	与島 5	1.1～12.31	倉敷市児島地先海面	与島 0	許可を要す		
		7	与島 7	1.1～12.31	玉野市地先海面 (ただし、旧東児町地先海面を除く)	与島 0	許可を要す		
		1	与島 1	1.1～12.31	玉野市地先以西、倉敷市児島に至る地先海面	与島 0	許可を要す		
	さわら流網	19	与島 1 宇多津 1 本島 5 中讃西部 8 多度津町高見 4	5.1～6.30	番所鼻から下水島西端見通し延長線以西の水島灘	与島 0 宇多津 0 中讃西部(本島) 1 本島 5 多度津町高見 4 (計 11)	許可を要す		
		4	多度津町高見 4	5.1～11.30	倉敷市下津井瀬戸、白石瀬戸を通ずる航路以南の海面で、宇島基平鼻から番所鼻見通し線以北本島間の岡山県海面	多度津町高見 4	許可を要す		
	まながつお流網	46	坂出市 4 与島 16 宇多津 19 中讃西部 4 多度津町高見 3	6.1～9.30	岡山県倉敷市下津井灯籠鼻から笠岡市島しよ部東部に至る県境付近海面	相互入会 換業条件はSS5. 4. 1 岡山・香川連合委協定のとおり			
	さわら流網	2	三豊市 2	5.1～7.31 9.1～11.30	番所鼻から下水島西端見通し延長線以西の岡山県海面	三豊市 0	許可を要す		
	点火ほこ突 (点火いさり)	6	観音寺 6	5.1～7.31	番所鼻から下水島西端見通し延長線以西の県境付近海面	相互入会			
西 部 地 区	点火ほこ突 (点火いさり)	4	本島 4	11.1～翌2月末	北木島、白石島、大飛島、小飛島各島周辺海面	本島 4	許可を要す		
	小型機船底びき網	78	三豊市 5 観音寺 28 伊吹 25	手繰第2種 1.1～12.31	番所鼻から下水島西端見通し延長線以西の県境付近海面	相互入会			

# 令和8年度岡山・香川連合海区入漁協定表 (案)

岡山→香川 1

( 令和8年2月 日協定 )

地区名	漁業種類	統数	組合別	内訳	漁業時期 (自～至)	操業区域	7年度許可数	備考
岡山 香川 東部 地区 (玉野市以東の関係組合)	小型機船底びき網	19	胸上	19	1. 1 ~ 12.31	直島東部海面	胸上 19	許可を要す S41. 4. 8直島・胸上漁業協定
		241	日生 伊豆牛朝九岡小胸	110 8 8 33 15 8 5 8 46	手繰第2種(えびごぎ網漁業に限る) 1. 1 ~ 12.31 手繰第3種(そらぼんごぎを除く) 10.15 ~翌4.15	小豆島北部香川県海面		相互入会 操業条件はR7.2.17 岡山・香川連合委協定のとおり
		12	たまたの	12	手繰第2種(えびごぎ網漁業に限る) 1. 1 ~ 12.31	大槌島南端、鍋島灯台、本島南端を結んだ線、更に弁天島西端からフラクベ鼻、ハジカミ鼻、高登平鼻を結んだ線以北の香川県海面	たまたの 1	許可を要す
		30	たまたの	30	5. 1 ~ 7.31	小槌島・大槌島以東の旧中讃海面	たまたの 18	許可を要す 旧日比26船の内、同時操業は16船以内とする
		2	胸上	2	5. 1 ~ 7.31	小槌島・大槌島以東の旧中讃海面	胸上 2	許可を要す
		72	日生 伊豆牛朝	15 5 23 29	5. 1 ~ 7.31	小豆島・千振島以東の香川県海面		相互入会 SS7. 3. 8東讃・岡山連合委協定 (操業方法は別途協議のとおり)
		15	牛朝	7 8	5. 1 ~ 7.31	小豆島・千振島以西の香川県海面		相互入会 SS7. 3. 8東讃・岡山連合委協定 (操業方法は別途協議のとおり)
		4	胸上	2 2	6. 1 ~ 9.30	直島・豊島地先海面	胸上 2 たまたの 2 (計 4)	許可を要す
		3	胸上	3	5. 1 ~ 12.31	豊島家浦地先海面	胸上 3	許可を要す
		1	胸上	1	12. 1 ~翌4.30	豊島家浦地先海面	胸上 1	許可を要す SS8. 5. 8香川・岡山連合委協定
		7	たまたの	7	1. 1 ~ 12.31	直島地先海面	たまたの 3	許可を要す
		5	たまたの	5	4. 1 ~ 12.31	直島地先海面	たまたの 4	許可を要す

# 令和8年度岡山・香川連合海区入漁協定表 (案)

岡山海区から香川海区への入漁内訳									
地区名	漁業種類	統数	組合別	内訳	漁業時期 (自～至)	操業区域	7年度許可数	備考	
中部	小型機船底びき網	135	児島 第一田之浦吹上 本田之浦吹上 第一下津井西 下下	31 9 8 24 53 10	手繰第2種網漁業 (えびこぎに限る。) 1. 1～12.31	大穂島南端、錦島灯台、本島南端を結んだ線、更に弁天島南端からフクベ島、ヘジカ島、甚平島を結んだ線以北の香川県海面	10 1 1 7 10 5 (計 34)	許可を要す	
						高松市大穂島東部地先海面		相互入会 地元関係漁協間の協定を要す 同時操業は10統以内とする	
区	ち	9	児島 津 下下	3 4 2	4.20～8.31	塩飽海面	2 3 2 (計 7)	許可を要す S43. 3.26香川・岡山連合委協定	
						与島地先海面	0	許可を要す S43. 3.26香川・岡山連合委協定 地元の同意を要す	
区	いなかご込網	6	第一田之浦吹上 本田之浦吹上 第一下津井西 下下	1 1 2 1	2. 1～6.30	室木島、大穂島、小穂島を結んだ線以西の旧中讃海面 (ただし丸亀地先沖を除く)	0 0 1 2 1 (計 4)	許可を要す	
						塩飽海面	0 0 1 1 1 (計 3)	許可を要す	
区	い	9	児島 第一田之浦吹上 本田之浦吹上 第一下津井西 下下	3 2 1 2 1	4.20～5.31	室木島、大穂島、小穂島を結んだ線以西の旧中讃海面 (ただし丸亀地先沖を除く) (許可証裏面図示のとおり)	1 2 1 2 1 (計 7)	許可を要す	
						高松沖海面	1 2 1 1 1 (計 6)	許可を要す S40. 5. 7及びSS40. 7. 6高松市沖魚込網適正協議会協定 但し52年の連合協定により5統から2統に減船 許可を要す	
区	まながつお込網	2	児島 下	1 1	大型いか込網 4.20～6.20 まながつお込網 6.21～8.31	高松沖海面	1 0 (計 1)		

# 令和8年度岡山・香川連合海区入漁協定表 (案)

岡山海区から香川海区への入漁内訳											
地区名	漁業種類	統数	組合別内訳	漁業時期 (自～至)	操業区域	7年度許可数	備考				
中 部 区	さわら流しざし網	23	島 4	5. 1 ～ 7. 31	塩鹺海面	0	許可を要す				
			児 1					島 浦吹上 1	1	島 浦吹上 2	2
			本 6								
			第一 9								
			下 1								
			下 1								
			西 1								
									(計 13)		
北 区	まながつお流しざし網	11	島 3	6. 1 ～ 9. 30	塩鹺海面	2	許可を要す				
			児 1					島 浦吹上 1	1	島 浦吹上 1	1
			本 1								
			第一 5								
			下 1								
			下 1								
			津 1								
									(計 10)		
倉敷市 児島地区	かに 建網	1	第一 1	8. 1 ～ 10. 31	手島西南海面	1	許可を要す				
			下 津井								
たこつばなわ	ままかり巻きざし網	3	第一 3	11. 1 ～ 12. 31	広島地先海面	3	許可を要す				
			下 津井								
岡山関係漁協間の協定を要す	たこつばなわ	22	第一 4	5. 1 ～ 12. 31 ただし9. 1～ 9. 30を除く。	塩鹺海面	2	許可を要す				
			第一 7					島 浦吹上 6	6	島 浦吹上 6	6
			下 津井 1					第一 1	1	第一 1	1
			下 津井 10					下 津井 10	10	下 津井 10	10
			西 1						(計 19)		
岡山関係漁協間の協定を要す	いいだこつばなわ	3	第一 1	5. 1 ～ 12. 31 ただし9. 1～ 9. 30を除く。	西塩鹺海面	0	許可を要す				
			下 津井 2					第一 1	1	第一 1	1
岡山関係漁協間の協定を要す	いいだこつばなわ	10	第一 4	12. 1 ～ 翌4. 30	広島・手島間の海面	2	許可を要す				
			第一 1					島 浦吹上 1	1	島 浦吹上 1	1
			下 津井 1					第一 1	1	第一 1	1
			下 津井 5					下 津井 5	5	下 津井 5	5
			西 1						(計 7)		
岡山関係漁協間の協定を要す	いいだこつばなわ	1	第一 1	1. 1 ～ 4. 30	高見島北部海面	1	許可を要す				
			下 津井								
岡山関係漁協間の協定を要す	いいだこつばなわ	1	第一 1	1. 1 ～ 4. 30	本島東部海面	1	許可を要す				
			下 津井								
岡山関係漁協間の協定を要す	いいだこつばなわ	1	下 1	1. 1 ～ 4. 30	手島北部海面	0	許可を要す				
			西 1					下 西 1	1	下 西 1	1
岡山関係漁協間の協定を要す	いいだこつばなわ	2	第一 2	1. 1 ～ 4. 30	与島地先海面	2	許可を要す				
			下 津井					第一 2	2	第一 2	2

許可を要す  
S40. 3.12高見・第一下津井漁協協定  
許可を要す  
S40. 3.16本島・第一下津井漁協協定  
許可を要す  
S41. 4.10小手島・下津井・下西漁協協定  
許可を要す  
S43. 3.26香川・岡山連合委協定  
地元の同意を要す

# 令和8年度岡山・香川連合海区入漁協定表(案)

岡山海区から香川海区への入漁内訳									
地区名	漁業種類	統数	組合別内訳	漁業時期 (自～至)	操業区域	7年度許可数	備考		
中 香川 地区	あなご延なわ	9	児島 1 第一田之浦吹上 6 本田之浦吹上 2	1. 5 ~ 3. 31	小豆島東部海面	児島 0 第一田之浦吹上 2 本田之浦吹上 0 (計 2)	許可を要す S47. 12. 26内海町・児島地区関係 漁協協定		
		20	児島 3 第一田之浦吹上 6 本田之浦吹上 7 第一下津井 1 第二下津井 2 西 1	1. 1 ~ 12. 31	本島、与島、小与島、小瀬居島、牛島の各島により囲まれた海面	児島 0 第一田之浦吹上 2 本田之浦吹上 2 第一下津井 1 第二下津井 2 西 1 (計 8)	許可を要す S43. 3. 18塩飽漁連・児島地区漁 連協定		
区 (倉敷市 児島地区 関係組合)	たいらぎ潜水器	23		12. 1 ~ 翌4. 20	塩飽諸島(高見島周辺1500メートルの海面を除く)、坂出市(王越地先を除く)、宇多津町地先海面、多度津町(ただし白方地先を除く)	別紙(1)のとおり	許可を要す 地元関係漁協間において調整が成 立したものの		
	みるくい なみがい 潜水器	備讃瀬戸さく たいらぎ ・みるくい 潜水器 漁業同業 漁業同業 組合した統 定統数		12. 1 ~ 翌4. 20	(隻) (1) 塩飽諸島(2) 坂出市(3) 宇多津町(4) 丸亀市(5) 多度津町 (但し許可証裏面図示のとおり) (隻) 六島南端、手島西北端、広島北端、弁天島、権石島を直線で順次結んだ線以北の海面 (ただし共同漁業権の区域を除く) (許可証裏面図示のとおり)	別紙(2)のとおり	許可を要す 地元関係漁協間において調整が成 立したものの		
	点火いさほこ突 (点火ほこ突)	7	第一田之浦吹上 3 本田之浦吹上 3 西 1	1. 1 ~ 12. 31	塩飽海面 (ただし魚礁設置区域を除く)	第一田之浦吹上 3 本田之浦吹上 3 西 1 (計 7)	許可を要す		
		1	児島 1	1. 1 ~ 12. 31	本島、与島地先海面 (ただし魚礁設置区域を除く)	児島 1	許可を要す		

# 令和8年度 岡山・香川連合海区入漁協定表 (案)

岡山→香川 5

( 令和8年2月 日協定 )

地区名	漁業種類	統数	組合別	内訳	漁業時期 (自～至)	操業区域	7年度許可数	備考
中 部 地 区 (倉敷市児島地区関係組合)	かにすくい網	40	児島 第一田之浦吹上 本田之浦吹上 津井西 下下	13 13 11 1 2	1. 1 ~ 12. 31	塩鹼海面及び直島地先海面	児島 0	許可を要す
							第一田之浦吹上 2	
							本田之浦吹上 1	
まきえ釣り	8	第一田之浦吹上 5 本田之浦吹上 3	第一田之浦吹上 5 本田之浦吹上 3	1. 1 ~ 12. 31	与島地先海面	第一田之浦吹上 1	許可を要す	
						本田之浦吹上 0		
						(計 1)		
まだこ釣り	220	児島 27 第一田之浦吹上 57 本田之浦吹上 56 第一下津井 12 津井西 48 下下 20	27 57 56 12 48 20	4. 1 ~ 12. 31 ただし 9. 1 ~ 9. 30を除く	東塩鹼海面 (旧与島村、旧本島村)	島 16	許可を要す	
						第一田之浦吹上 23		
						本田之浦吹上 30		
34	児島 5 第一田之浦吹上 12 本田之浦吹上 8 第一下津井 1 津井 8	5 12 8 1 8	4. 1 ~ 12. 31 ただし 9. 1 ~ 9. 30を除く	西塩鹼海面 (広島以西)	島 1	許可を要す		
					第一田之浦吹上 2			
					本田之浦吹上 3			
16	第一田之浦吹上 2 本田之浦吹上 4 第一下津井 2 津井西 2 下下 6	2 4 2 2 6	4. 1 ~ 12. 31 ただし 9. 1 ~ 9. 30を除く	与島地先海面	第一田之浦吹上 0	許可を要す		
					本田之浦吹上 1			
					第一下津井 2			
69	児島 28 第一田之浦吹上 18 本田之浦吹上 10 第一下津井 2 津井西 10 下下 1	28 18 10 2 10 1	4. 1 ~ 12. 31	直島地先海面	島 3	許可を要す		
					第一田之浦吹上 1			
					本田之浦吹上 1			
							(計 6)	
							(計 14)	

# 令和8年度 岡山・香川連合海区入漁協定表 (案)

岡山→香川 6

( 令和8年2月 日協定 )

地区名	漁業種類	統 数	組 合 別 内 訳	漁 業 時 期 ( 自 ~ 至 )	操 業 区 域	7 年 度 許 可 数	備 考	
西 部 地 区 (倉敷市玉島以西の関係組合)	小型機船底びき網	217	黒崎連島 34 香 島 町 81 大島美の浜 15 笠 岡 市 87	手繰第2種 (えびこぎ網漁業 に限る) 1. 1 ~ 12. 31 手繰第3種 (そろばんこぎを 除く) 12. 1 ~翌3. 31 えびこぎ網漁業以外の 手繰第2種 1. 1 ~ 12. 31	県境付近海面  協定書のとおり	相互入会  相互入会 S60. 2. 28 岡山・香川連合委協定		
	さわら流しざし網	18	黒崎連島 2 寄 島 町 12 大島美の浜 4	5. 1 ~ 6. 30	県境付近海面 (漁場はいずれも高見島以西の海面)	相互入会 S87. 4. 18西讃・岡山連合委協定		
	か に 建 網	6	黒崎連島 1 笠 岡 市 5	8. 1 ~ 10. 31	県境付近海面 (旧西讃海区)	相互入会 S87. 4. 18西讃・岡山連合委協定		
	こち・げた建網	6	寄 島 町 2 笠 岡 市 4	5. 1 ~ 7. 31	県境付近海面 (旧西讃海区)	相互入会 S87. 4. 18西讃・岡山連合委協定		
	まきえ釣り	6	笠 岡 市 6	1. 1 ~ 12. 31	佐柳島地先海面	許可を要す		
	まながとお流しざし網	5	笠 岡 市 2 大島美の浜 1 寄 島 町 2	6. 1 ~ 9. 30	高見島、佐柳島、小手島以西の海面	笠 岡 市 2 大島美の浜 1 寄 島 町 2 (計 5)	許可を要す	
			黒崎連島 1	6. 1 ~ 9. 30	手島、小手島北海面	黒崎連島 1	許可を要す	

令和7年度 たいらぎ潜水器漁業実績表

香川海区から岡山海区への入漁

地区名	漁業種類	統数	組合別内訳	操業期間	操業区域	備考
中部地区	たいらぎ潜水器	2	坂出市 0 与島 0 中讃西部(丸亀市) 0 本島 2 中讃西部(多度津町) 0	12月1日～ 翌年4月20日	倉敷市児島地先海面	

岡山海区から香川海区への入漁

地区名	漁業種類	統数	組合別内訳	操業期間	操業区域	備考
中部地区	たいらぎ潜水器	4	児島 1 第一田之浦吹上 2 第一下津井 0 下津井 1 下 0	12月1日～ 翌年4月20日	塩飽諸島(高見島周辺1500メートルの海面を除く)、坂出市(王越地先を除く)、宇多津町地先海面、多度津町(ただし白方地先を除く)	

令和7年度 みるくい、なみがい 潜水器漁業実績表

香川海区から岡山海区への入漁

地区名	漁業種類	統数	組合別内訳	操業期間	操業区域	備考
中部地区	みるくい なみがい 潜水器	3	坂出市 0 与島 0 中讃西部(丸亀市) 0 本島 2 多度津町高見 1 中讃西部(多度津町) 0	12月1日～ 翌年4月20日	倉敷市児島地先海面	

岡山海区から香川海区への入漁

地区名	漁業種類	統数	組合別内訳	操業期間	操業区域	備考
中部地区	みるくい なみがい 潜水器	4	児島 1 第一田之浦吹上 2 第一下津井 0 下津井 1 下西 0	12月1日～ 翌年4月20日	12隻 (1) 塩飽諸島 (2) 坂出市 (3) 宇多津町 (4) 丸亀市 (5) 多度津町 (ただし、許可証裏面図示のとおり) 0隻 六島南端、手島西北端、広島北端、弁天島、 樫石島を直線で順次結んだ線以北の海面 (ただし、共同漁業権の区域を除く。許可証裏 面図示のとおり)	

# 岡山・香川連合海区漁業調整委員会事務規程

(所掌事務)

第1条 岡山・香川連合海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、漁業法その他法令に定めるところにより、岡山海区と香川海区の2海区区域にまたがる漁業に関する事項を処理する。

(事務所所在地)

第2条 委員会の事務所は、会長の属する海区漁業調整委員会内に置く。

(委員会)

第3条 委員会は、委員をもって組織する。

2 委員は、岡山海区及び香川海区の両海区漁業調整委員会の中から、その定めるところにより選出された各10名の委員をもって充てる。

3 委員会に書記若干名を置く。

4 書記は、会長がこれを任免する。

第4条 委員会に会長及び会長代理を置く。会長及び会長代理は、委員が互選し決定する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故あるときは、会長代理がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。会長に事故あるときは、会長代理が招集する。

2 委員の3分の1以上が議案を示して委員会の開催を請求したときは、会長はその請求があった日から7日以内に、委員会の会議を招集しなければならない。

3 委員会の会議を招集しようとするときは、会長はあらかじめ議事事項並びに委員会の日時及び場所を委員に通知するとともに、公衆の見やすい方法によって公示しなければならない。

4 委員は、会長が適当と認める情報通信機器を活用して会議に出席することができる。

第6条 委員会は、定員の過半数に当たる委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 議事は、法令で定める場合を除くほか、出席委員の過半数をもってこれを決定する。可否同数の時は、会長がこれを決定する。

第7条 委員会の議事は、第5条第3項によって公示した事項に限って決議するものとする。ただし、委員会において緊急の必要があると認めた事項は、この

限りではない。

第8条 委員は、議題について自由に質疑し、又は意見を述べることができる。

2 委員が発言を求めたときは、その要求の順序によって、会長はこれを許可しなければならない。

第9条 委員は、自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については議事に参与することができない。ただし、委員会において承認したときは会議に出席し、発言することができる。

第10条 会長は、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 委員会の日時及び場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 議事事項
- (4) 議事の要領
- (5) 議決の結果
- (6) その他重要な事項

第11条 議事録は、会長及び会長が指名する出席委員2名以上がこれに署名しなければならない。

第12条 岡山海区漁業調整委員会及び香川海区漁業調整委員会は、第10条の議事録をインターネットの利用その他の適切な方法により公表する。

(規程の改正)

第13条 この規程の改正は、委員会の議決により行う。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は漁業法を適用する。漁業法に規定のない事項は、会長が定める。

附 則 この規程は、昭和38年5月7日から施行する。

附 則 この規程は、令和4年2月16日から施行する。